**平成２８年（フ）第９９８号**
札幌市白石区本通17丁目南４番36―202号
破産者　相原　久範
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１３７号**
茨城県水戸市全隈町547番地
破産者　富田　　誠
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２７年（フ）第２８９号**
埼玉県三郷市彦成４丁目１番８―306号、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田６丁目29番地12
破産者　山下　　浩
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第２９０号**
埼玉県三郷市彦成４丁目１番８―306号、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田６丁目29番地12
破産者　山下　孝子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第１７６号**
横浜市都筑区池辺町4488番地１　プラザ皆川第２―202
破産者　坂本　知明
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２８３号**
埼玉県草加市氷川町125番地５　レオパレスＮＥＷＧＲＥＥＮⅡ―306号
破産者　小久保清人
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第８３号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2946番地　県営５―505
破産者　森　　瑞
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２６年（フ）第４１２９号**
大阪市北区天満橋１丁目８番15―1805号
破産者　森　　豊一
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１３０号**
大阪市北区天満橋１丁目８番15―1805号
破産者　森　　艶
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４２８号**
兵庫県尼崎市元浜町２丁目46番地の１　ハイムプロミネンス　101号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の１　アルス武庫川パークランド　806号
破産者　玉那覇盛鉄
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１１０号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４－１　ジョイフル武庫之荘Ⅰ―206、住民票上の住所神戸市垂水区下畑町306番地の１、（前住所）兵庫県尼崎市武庫町１丁目40―26
破産者　ウィードこと　岩崎　春房
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２３４号**
兵庫県尼崎市西難波町５丁目３番５号　303、前住所兵庫県西宮市室川町１番22―401号
破産者　梶西　明美
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２３５号**
兵庫県西宮市今津曙町13番21―502号
破産者　鎌谷　　功
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２６１号**
兵庫県西宮市甲子園町29番４号　月見里マンション203号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目１番17号
破産者　平山　　幸
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２８２号**
兵庫県尼崎市大島１丁目30番36号、前住所兵庫県尼崎市名神町３丁目12番８号
破産者　**眞**柄　富子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２８５号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目10番１―305号
破産者　井餘田　実
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第７７号**
沖縄県浦添市牧港５丁目13―５（202号室）、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅841番地
破産者　堤　　尚
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第９６号**
岡山県倉敷市真備町箭田1722番地13
破産者　妹尾惠美子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係